

平成 27 年第 4 回議会運営委員会

【日時】平成 27 年 3 月 20 日(金)午前 9 時

【場所】第一委員会室

1 開会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) 閉会日追加議案について

ア 理事者側提出議案 0 件

イ 議会議案 3 件

(ア) 条例案件 2 件

(イ) 意見書案件 1 件

資料 No. 1

(2) 追加議案の取扱い等について

(3) 閉会日の日程について

資料 No. 2

(4) 議会改革・運営ビジョンの実現に向けた取り組みについて

資料 No. 3

(5) 議長記者会見について

ア 日時：平成 27 年 3 月 24 日(火)午前 10 時

イ 会場：第一委員会室

ウ 項目：第 1 回定例会の振り返りについて ほか

4 その他

(1) 当面の日程について（予定）

次回議会運営委員会： 27 年 5 月 1 日（金）

(2) 定例会の反省について

(3) 先例の確認について

資料 No. 4

5 閉会

平成27年飯田市議会第1回定例会
議会議案一覧表

3月20日上程分

◎ 議会議案 (3件)	
議会議案第1号	飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議会議案第2号	飯田市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
議会議案第3号	ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提出について

平成27年飯田市議会第1回定例会

議事日程（第4号）

月	日	曜日	日 程
3	20	金	<p>午前10時 開議</p> <p>日程第1 会議成立宣言</p> <p>日程第2 会議録署名議員指名</p> <p>日程第3 委員長報告</p> <p>(1) リニア推進特別委員会</p> <p>(2) 総務委員会（請願1件、陳情1件）</p> <p>日程第4 議案審議</p> <p>(1) 総務委員会付託議案（14件） 議案第10号から議案第14号まで、議案第20号、議案第23号、議案第58号、議案第61号、議案第70号、議案第71号、議案第75号、議案第79号及び議案第80号 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>(2) 社会文教委員会付託議案（23件） 議案第15号から議案第19号まで、議案第21号、議案第22号、議案第51号、議案第52号、議案第55号から議案第57号まで、議案第62号、議案第66号から議案第68号まで、議案第74号、議案第76号、及び議案第81号から議案第85号まで 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>(3) 産業建設委員会付託議案（20件） 議案第38号から議案第48号まで、議案第59号、議案第60号、議案第63号、議案第64号、議案第69号、議案第72号、議案第73号、議案第77号及び議案第78号 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>(4) 各常任委員会付託議案（2件） 議案第54号及び議案第65号 委員長報告、質疑、討論及び採決</p> <p>(5) 追加議案 ア 議会議案（3件） 議会議案第1号から議会議案第3号まで 説明、質疑、討論及び採決</p> <p>日程第5 所管事務調査の報告</p> <p>閉会</p>

議会改革提案第2号 各種会議のテレビ中継について

このことについて、下記のとおり申し合わせたいので、議会運営委員会の決定を求める。

平成27年3月20日提案

議会改革推進会議

記

各種会議のテレビ中継について（案）

1 配信手段について

- (1) テレビ中継は、現段階では、今行っているケーブルテレビによる中継以外は行わない。
- (2) ユーストリーム・アジア株式会社のインターネットストリーミングサービスを利用した配信を行う。

2 カメラについて

委員会室のカメラは、議会側を捉えた固定カメラ1台のみとし、その性能はウェブカメラよりよいものとする。

3 配信方法について

ライブ及び録画によるものとし、録画配信について編集は行わない。

4 配信する会議について

- (1) 常任委員会及びリニア特別委員会について行うことを前提に検討を行う。
- (2) 当面、協議会及び勉強会については行わない。

5 進め方について

- (1) 平成27年4月以後、リニア推進特別委員会の委員会について約半年間試行を行う。
- (2) 施行後、配信する会議の種類などについて、常任委員会委員長会などの意見を聴き、広報広聴委員会において検討する。

6 配信に当たってのルールについて

- (1) 試行に当たってのルールは、別に要綱を定める。
- (2) 施行後の本格的なルールづくりは、広報広聴委員会が行う。

議会改革提案第3号 飯田市議会委員会インターネット映像配信試行実施要綱の制定について

このことについて、下記のとおり制定したいので、議会運営委員会の決定を求める。

平成27年3月20日提案

議会改革推進会議

記

飯田市議会委員会インターネット映像配信試行実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民に開かれた議会を実現するため、飯田市議会の委員会が行う会議について、インターネットによる映像配信を試行するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

（映像配信の実施）

第2条 飯田市議会は、次に掲げる常任委員会及び特別委員会の会議について、ユーストリーム・アジア株式会社のインターネットストリーミングサービスを利用した動画の映像配信（以下単に「映像配信」という。）を試験的に実施する。

- (1) 総務委員会
- (2) 社会文教委員会
- (3) 産業建設委員会
- (4) リニア推進特別委員会

2 地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第12項に規定する協議又は調整を行うための場等については映像配信は行わないこととする。

3 第1項の規定により映像配信を試験的に実施することとする会議のうち、当分の間は、リニア推進特別委員会の会議について行うこととする。

（映像配信の種類）

第3条 映像配信の種類は、ライブ配信及び録画配信とする。

（映像配信の期間）

第4条 映像配信の期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) ライブ配信 会議の開始から終了まで
- (2) 録画配信 会議の終了後（休憩後を含む。）からユーストリーム・アジア株式会社が映像の保存を終了するまでの期間

（休憩中の映像配信）

第5条 会議の休憩中は、映像配信をしない。

（個人情報の取扱い）

第6条 会議において、個人情報（飯田市個人情報保護条例（平成17年飯田市条例第17号）

第2条第1号に規定するものをいい、議案に記載されたものを除く。以下同じ。)を含む発言をしようとする者は、委員長に休憩を要請し、休憩中に発言するものとする。

2 委員長は、会議を傍聴しようとする者に対し、当該者の容姿が映像配信される可能性があることを周知しなければならない。

(映像配信の中止)

第7条 会議において、個人情報を含む発言があった場合又は発言を取り消すことになった場合は、委員長の判断において、速やかに当該会議に係る録画配信の全部の映像配信を中止するものとする。

(試行後の検討)

第8条 第2条第3項の規定による試行の後(次条において「リニア推進特別委員会における試行後」という。)においては、配信する会議の種類等映像配信の実施について、委員長会などの意見を聴き、広報広聴委員会において検討していくこととする。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、映像配信の試験的な実施に関し必要な事項は、議会改革推進会議(リニア推進特別委員会における試行後は広報広聴委員会)に諮って議長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

議会改革提案第4号 飯田市議会が行う広報広聴に関する規程の一部を改正する規程の制定について

このことについて、下記のとおり制定したいので、議会運営委員会の決定を求める。

平成27年3月20日提案

議会改革推進会議

記

飯田市議会が行う広報広聴に関する規程の一部を改正する規程（案）

飯田市議会が行う広報広聴に関する規程（平成24年12月21日議会運営委員会決定）の一部を次のように改正する。

第3条第3号中「インターネット」を「テレビジョン放送及びインターネット」に改める。

附 則

この規程は、平成27年3月20日から施行する。

(参考)

○飯田市議会が行う広報広聴に関する規程

平成25年3月22日
議会規程第1号

(設置)

第1条 この規程は、飯田市自治基本条例(平成18年飯田市条例第40号)第23条に規定する、開かれた議会運営を行うために設置する広報広聴委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営並びに委員会が行う活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、委員10人以内で組織する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の事項について協議又は調整を行うものとする。

- (1) 議会広報紙の編集及び発行に関する事項
- (2) 議会ホームページの管理運営に関する事項
- (3) インターネットを活用した会議公開に関する事項
- (4) 会議傍聴の推進に関する事項
- (5) 市民への講座等の開催に関する事項
- (6) 議会報告会の企画運営及び市民意見の取り扱いに関する事項
- (7) その他議会の広報広聴に関する事項

(第4条以下略)

(別紙)

通年議会導入に係るメリットについての検証

議題

今の飯田市議会の議会活動のやり方で、通年議会を導入した時のメリットをカバーすることはできないか。また、どのようにすればカバーできるか

	メリット	現状を踏まえた検証
(1) 招集手続を経ず議長判断で随時に本会議を開くことができるなど、機動的、弾力的な議会運営が可能となることによるもの	① 災害等突発的又は緊急の事案が発生した場合に速やかに対応できる。	別建てで検討する必要あり。
	② 随時に委員会の所管事項調査ができるため、委員会活動を充実させることができる。	現行通り定例会において議決することで対応可能。ただし、公務、公務補償との関係については議運で検討中
	③ 市長の専決処分がなくなり、議会で審議することが可能になる。	通年議会を導入している他市の場合、ほぼ専決処分を無くした市もあるが併用している市もある。これについては、別建てで検討する必要あり
(2) 審議時間を十分に確保することができることによるもの	① 議員間討議の機会を増やすことができる。	議会改革を進める中で取り組みが始まっている
	② 議案の修正、政策立案、政策提言等を行いやすくなる。	
	③ 委員会において、参考人制度の活用が容易になる。	通年議会のほうが容易さはあるかもしれないが、議会改革の中で制度の活用は位置付けられている
	④ 委員会において、手続に時間を要する公聴会制度を活用しやすくなる。	
(3) 議案等の提出、受理等を行える期間の制限がなくなることによるもの	① 次の議会の招集を待たずに議案を提出することができるようになり、請負契約締結議案などの早期議決、早期執行が可能になる。	地方自治法が改正され議長に臨時議会招集権が付与されたこともあり、通年議会を導入しなくても、ほぼ同じ取り扱いが可能
	② 意見書案、決議案等の時宜に合った提出や議決が可能になる。	通年議会を導入している他市の場合も、2回、4回と区切りはあり、結果的に取り扱い方は変わらない

自席にスリッパを備え、これを着用することができる。

(平成18年5月26日議会運営委員会決定)

第5節 会期の決定及び延長

- (1) 会期は、あらかじめ議会運営委員会で協議し、招集日の会議の冒頭、議会運営委員長が報告して決定するのを例とする。
- (2) 会期は「(○月)○日から(○月)○日までの○日間」と定めるのを例とする。
- (3) 会期の延長は、会議の最終日に議決するのを例とする。

第6節 議場における演台等の配置

- (1) 理事者側前列中央に演台を、議員側議席前列中央に質問席(以下、質問台という。)を置く。
- (2) 会議において代表質問及び一般質問を行う日以外(開会日及び閉会日)は、質問台を議長席前に設置し、議長席前演台とする。

第6章 発言

第1節 発言

- (1) 一般質問における議員の発言に対して訂正等を求める場合は、書面をもって議長に行うのを例とする。

(平成6年12月19日議会運営委員会決定)

- (2) 理事者側と討議し、又は説明をする際における資料の取扱いについては、当面現行どおりとする。ただし、パネルの導入については多くの問題があり、時期尚早であるため、導入を見送る。

- (3) 本会議及び委員会における議員のパソコン利用については、時期尚早であるため導入を見送る。しかしその方向性は理解できるので、解決すべき課題について今後も各会派で議論を深め、然るべき機関で研究していく。

(平成19年8月17日議会運営委員会決定)

- (4) 理事者側の答弁者は、代表質問、一般質問、関連質問及び議案に関する質疑（以下「質問等」という。）に対する答弁をよりの確に行うことができるよう、質問等を行う者に対して、「再確認」及び「聞き直す」ことができる。なお、「再確認」及び「聞き直し」は、質問時間を含めるものとする。（平成26年8月19日議会運営委員会決定）

第2節 質疑

- (1) 質疑及びこれに対する答弁は、それぞれ自席において行うのを例とする。

- (2) 全員協議会における一の議員の発言回数は、本会議に準じて3回までとする。なお、特別委員会については、発言回数を制限しない。

(平成7年3月15日議会運営委員会決定)

- (3) 定期監査報告に対する質疑を通告制とし、通告の締切りは、開会日の前日の正午とするのを例とする。（平成2年から）

- (4) 定期監査報告に対する質疑通告の締切りは、開会日の前日の正午までを例とする。

(平成3年4月24日議会運営委員会決定)

- (5) 専決処分に係る報告及び人事案件に対する質疑を書面による通告制とし、通告の締め切りは、開会日の2日前とするのを例とする。

(平成23年5月24日議会運営委員会決定)

第3節 討論

- (1) 討論は、登壇して行うのを例とする。

・昭和54年第1回定例会から、登壇して行うこととした。

(昭和54年3月22日議会運営委員会決定)

討論は、登壇して行うのを例とするとしていたが、討論は、議長席前演台にて行うこととする。

- (2) 本会議で、議案、請願及び陳情を審議する際に、委員会の報告に対し、事前に、反対討論の通告又は反対の意思表示があったものについては、それぞれ1件ずつ採決する。なお、反対討

第7章 質問

第1節 一般質問

(1) 一般質問の通告は、定例会の招集日の翌日午後5時に締め切るのを例とする。

(昭和54年8月7日議会運営委員会決定)

(平成4年7月27日議会運営委員会決定)

(2) 一般質問における挨拶は登壇して行い、質問は質問席で行うのを例とする。

(平成21年6月9日議会運営委員会決定)

一般質問における挨拶(1回目の発言)は登壇して行い、質問(2回目以降の発言)は質問席で行うのを例とするものとしていたが、一般質問における挨拶及び質問は、質問台で行うのを例とする。

(3) 市長又は市長以外の者による答弁又は補足答弁は、自席で行うのを例とする。

(平成21年6月9日議会運営委員会決定)

市長又は市長以外の者による答弁又は補足答弁は、自席で行うのを例とするものとしていたが、市長のみ理事者側中央の演台にて答弁を行い、市長以外の者による答弁又は補足答弁は、自席で行うのを例とする。

(4) 一般質問(代表質問)の際、演壇及び質問席に水差しを置くのを例とする。

(平成14年11月6日議会運営委員会決定)

一般質問(代表質問)の際、演壇及び質問席に水差しを置くのを例としていたが、一般質問(代表質問)の際、理事者側中央の演台及び質問第に水差しを置くのを例とする。

(5) 一般質問の質問順序は、通告順によるのを例とする。

・昭和44年第2回定例会から実施する。(44・2定 6.10 P.6)

(6) 一般質問の通告の受付開始(初日の午前8時30分)前に、2人以上の議員が待機している場合は、正副議長及び議運委員長の立会いの下に、抽せんで質問順位を決定するものとする。

※待機者の協議により決定できない場合の申し合わせ

(昭和61年11月8日議会運営委員会決定)

(7) 一般質問の順序の交替は、議会運営委員会の了解を得るのを例とする。

(8) 通告した一般質問を放棄する場合は、その可否について議会運営委員会で協議するのを例とする。

(平成16年6月24日議会運営委員会決定)

(9) 一般質問において、議会の同意を得て、通告していない事項について質問した例

・S議員 (S54・4定 12.12 P.77)

(10) 通告した質問の一部を取りやめた例

・丸山治郎議員 (S39・3定 9.18 P.15)

・前島成光議員 (S45・4定 12.11 P.78)

・前島成光議員 (S50・3定 9.17 P.64)

・川手 守議員 (S50・4定 12.15 P.43)

・伊原悦雄議員 (S52・2定 6.14 P.53)

・片桐 勲議員 (S53・4定 12.11 P.64)

・竹村仁實議員 (S54・1定 3.13 P.69)

・竹村仁實議員 (S54・3定 9.5 P.19)

・斎藤為良議員 (S54・4定 12.12 P.77)

・茂木立好則議員 (S54・4定 12.13 P.70)

- ・茂木立好則議員 (S55・3定 9. 9 P. 84)
- ・松下 茂議員 (S57・1定 3. 10 P. 59)

(11) 一般質問において監査委員に質問した例

- ・ N議員 (S45・4定 12. 11 P. 58)
- ・ I 議員 (H元・3定 9. 13 P. 50)
- ・ H議員 (H20・4定 12. 8 P. 321)
- ・ S 議員 (H21・2定 6. 9 P. 137)
- ・ H議員 (H22・2定 6. 11 P. 325)

(12) 一般質問における質問内容は、原則として、同一会派に属する議員間では重複しないよう、会派内で調整するのを例とする

(平成9年1月22日の議会運営委員会において「原則として」を追加する旨を決定)

(13) 一般質問における一問一答方式を、平成17年第3回定例会から、次のとおり試行する。

ア 質問方法

質問における発言を「1回目の発言」及び「2回目以降の発言」に区分し、それぞれ次の表に定めるとおり行う。

発言の区分	発言場所	発言の主旨
1回目の発言	演 壇	あいさつの後、質問概要を簡略に説明する。これに対し、理事者側は答弁を要しない。
2回目以降の発言	質問席	通告した質問項目ごとに区切って質問し、その都度、理事者側の答弁を受ける。質問は、内容の重複及び通告内容からの逸脱なく行い、質問回数は制限しない。

イ 理事者の答弁の場所

自席で行う。

ウ 質問時間

一の議員が一般質問を行うことができる時間は、質問時間と答弁時間を合計して60分以内とする。

エ 質問内容等

- (ア) 同一の内容の質問が重ねて行われた場合は、理事者側は、答弁の重複を避けるため、2回目の以降のものには答弁しないことができる。
- (イ) 答弁において数値を求める質問をする場合は、その旨を事前に通告する。
- (ロ) 質問通告は、項目ごとに要旨を明確にして行う。
- (ハ) 原則として、本会議の議案に関する事項は質問しない。
- (ニ) 質問は簡潔にわかりやすく行い、質問内容は市が所管する事務の範囲で行う。
- (ホ) 再質問は、最初に要望か質問かを明確に示して行う。
- (ヘ) 再質問は、既に行われた答弁に対して疑義がある場合にのみ行い、通告以外の事項や、新たな事項に対して行わない。
- (コ) 答弁に対し、同一趣旨の再質問は行わない。
- (セ) 議員が項目ごとの再質問を終える際にはその旨を述べることとし、答弁者が当該再質問に対して答弁を終える際にもその旨を述べる。
- (ソ) 質問に対する答弁に理事者側が時間を要する場合は、議長に申し出て許可を得なければならない。この場合において議長は、質問者にその旨を説明し、所要の時間を取る。
- (タ) 質問者は、答弁者を指名することができる。

(平成17年8月24日議会運営委員会決定)

(9) 質問者は、所属する委員会の所管事務に関係なく質問することができる。

(平成21年5月25日議会運営委員会決定)

(14) 一般質問における一問一答方式を、平成17年第4回定例会から、正式に採用する。

(平成17年10月3日議会運営委員会決定)

(15) 一般質問においては、演壇で1回目の発言を行った後に質問席に着席し、改めて挙手をして議長に発言許可を得て、2回目以降の発言をする。

(平成17年12月19日議会運営委員会決定)

一般質問においては、演壇で1回目の発言を行った後に質問席に着席し、改めて挙手をして議長に発言許可を得て、2回目以降の発言をするとしていたが、一般質問においては、すべて質問台で行うこととしたため、これを廃止する。

(16) 一般質問は、次のとおり運用する。

ア 各会派（無会派議員を含む）への按分時間は、会派所属人数（議長及び監査委員を除く）×40分とする。

イ 1議員当たりの質問時間は60分を上限とする。

ウ 実施時期は平成21年第2回定例会からとする。

エ 定数の変動又は改選による会派構成の変更が生じた場合も、この時間按分方式の基本的考え方は継続する。（詳細については、変更の都度調整する。）

オ 時間管理は通告式とする。告示議運に、各会派質問者人数と按分時間を報告する。

カ 通告受付順とするため、昼食をはさんでの質問となる場合もある。

(17) 一般質問は2日間の開催とし、開始時間については9時開会もあるという含みをもって、その都度告示議運で決定していく。

(平成21年5月14日議会運営委員会決定)

第2節 代表質問

(1) 代表質問制の確立 ・昭和44年第2回定例会から (S44・2定 6.10 P.6)

(2) 代表質問は第1回定例会においてのみ行うのを例とする。（この先例は(9)の施行により失効）

(昭和48年12月1日議会運営委員会決定)

(S48・4定 12.12 P.2)

(3) 代表質問は一般質問の最初に行うのを例とする。

(4) 代表質問は申し合わせの順序に従って行うのを例とする。

・昭和44年第2回定例会から、所属議員の多い会派から順に行い、所属議員が同数の会派がある場合は順序を交替して行う。（S44・2定 6.10 P.6）

(5) 代表質問の質問者は1会派1人とする。

・昭和43年3月8日の各派代表者会で決定 (S43・4定 12.12 P.8)

(6) 会派構成要件を満たさない団体に、会派と同じ扱いで代表質問を行うことを認めた例（ただし、関連質問、一般質問は行わないことを例とする。）

- ・「議会運営委員会の委員の選出方法等について（平成20年8月12日全部改正）では、所属議員数3人以上を有する団体を会派としているが、所属議員が2名の公明党及び日本共産党を会派と同様に扱い、代表質問を行うことを認めた。

（昭和54年第1回定例会以後毎年同じ）

- (7) 代表質問については、質問時間の制限は設けないが、質問答弁を含め2時間以内を目安とする。

（平成15年2月24日議会運営委員会決定）

- (8) 代表質問は、次のとおり運用する。これに伴い、前(7)の先例は廃止する。

- ア 代表質問と一般質問の合計上限時間は、概ね14時間とする。
- イ 各会派への割当て時間は、1会派当たり2時間以内（答弁時間を含む。）とする。
- ウ 代表質問の全体所要時間は10時間を上限とし、残りの4時間で一般質問を行う。
- エ 会派（無会派議員を含む）への割当て時間は、1人当たり10分×会派（無会派議員を含む）所属人数を基本とする。
- オ 調整分の10分、議長の10分及び監査委員の10分の合計30分を、議長及び監査委員の選出会派以外の会派（無会派議員を含む）へ配分する。
- カ 代表質問及び関連質問を全て終了した後に、一般質問を行う。
- キ 各会派は、代表質問及び一般質問の時間として割り当てられた合計時間の枠内で、どちらにどれだけ充てるかを定めることができる。（これを「ユニット方式」という。）
- ク この先例は、平成21年第4回定例会から実施する。

（平成21年8月24日議会運営委員会決定）

- (9) 平成20年第4回定例会から、代表質問は、毎年第4回定例会において行う。

（平成20年8月26日議会運営委員会決定）

- (10) 代表質問に係る1回目の一括質問に対する一括答弁に対し、2回目から「一問一答方式」を導入する。

（平成22年4月26日議会運営委員会決定）

(11) 代表質問における1回目の一括質問及び2回目からの「一問一答方式」による発言のすべてを、質問台にて行うのを例とする。

(12) 代表質問における1回目の一括質問に対する一括答弁において、市長のみ理事者側中央の演台にて答弁を行い、市長以外の市長以外の者による答弁又は補足答弁は、自席で行う。2回目からの「一問一答方式」による答弁は、市長のみ理事者側中央の演台にて答弁を行い、市長以外の者による答弁又は補足答弁は、自席で行うのを例とする。

第3節 関連質問

- (1) 関連質問は、代表質問及びそれに対する答弁に関連して行うのを例とする。

- ・昭和46年8月23日の議会運営委員会及び各派代表者会の合同会議で決定、同年第3回定例会から実施

（46・3定 9.16 P.4）

(2) 関連質問は、所属会派を同じくする議員が行った代表質問に関連して行うのを例とする。

(3) 関連質問は、代表質問が全部終了した時点で、代表質問の順序により行うのを例としてきたが、代表質問の後に、その関連質問を引き続き行い、1会派10分以内（質問時間のみで答弁を含まない。）で行うよう、先例を変更する。

（平成14年2月19日議会運営委員会決定）

(4) 関連質問は10分以内で行うことができる。この場合において行うことができる質問の回数は、3回を上限とする。

（平成19年1月29日議会運営委員会決定）

(5) 関連質問は、自席で行い、その答弁は、市長のみ理事者側中央の演台にて行い、市長以外の者による答弁又は補足答弁は、自席で行うのを例とする。

第4節 緊急質問

(1) 緊急質問を行うことの許否は、あらかじめ、議会運営委員会で協議するのを例とする。

第5節 答弁

(1) 代表質問に対する市長の答弁は、最初に限り登壇して行うのを例とする。

(2) 市長以外の者の答弁は自席で行うのを例とする。

新たに規定するため、第5節答弁(1)及び(2)は削除する。

第5節 委員会（長）報告

(1) 委員長の報告は、登壇し、口頭で行うのを例とする。

委員長の報告は、登壇し、口頭で行うのを例とするとしていたが、委員長の報告は、議長席前演台にて口頭で行うこととする。

(2) 委員長の報告は、特別委員会の報告の後、委員会条例第2条第2項に規定する常任委員会の順に行うのを例とする。

(3) 請願及び陳情の審査に係る委員会報告については、議長は、質疑及び討論を含めた意味で「ご発言はございませんか」と諮るのを例とする。

・ 昭和50年第3回定例会9月23日参照 (S50・3定 9.23 P.26)

(4) 議会運営委員長報告に対する質疑及び討論は、質疑及び討論を含めて「ご発言はございませんか。」と議長が会議に諮るのを例とする。

(平成3年11月27日議会運営委員会決定)

(5) 閉会中の継続審査に付された請願又は陳情の閉会中における審査結果は、採択若しくは不採択の結論の出たもの又は取下げに同意したものについてのみ、次の定例会の招集日に報告するのを例とする。

・ (S48・1定 3.3 P.21)

・ (S53・1定 3.6 P.13)

・ (S55・1定 3.5 P.16)

・ (S55・4定 12.3 P.9)

(6) 委員会で審査未了となった請願については、委員長は、本会議で「採択又は不採択の結論を得るに至らず」と報告するのを例とする。

(昭和57年2月24日議会運営委員会決定)

第6節 全員協議会

(1) 全員協議会は、次のとおり運用する。

ア 全員協議会は、重要な政策・事業について理事者側から報告を受け、これを協議又は調整する場とする。

イ 全員協議会に報告のあった時点で、当該協議事項は公表されたものとみなす。

ウ 議長は、事案の必要性を勘案して、全員協議会を招集する。

エ 協議事項に係る資料は、全員協議会を開催する日の3日前に各議員の棚に入れ、当該入れる日の前日に、その旨を各議員にファックスする。

オ 理事者側は、全員協議会を開催する日の5日前に、代表者会において協議事項の説明を行う。

カ 理事者側は、協議事項を所管する委員会の正副委員長に、あらかじめ概要の説明を行う。

(平成17年6月14日議会運営委員会決定)

(2) 全員協議会は、原則公開とする。ただし、協議内容によっては、事前に代表者会又は協議会の冒頭で、議長が公開の可否について諮ることとする。

(平成13年3月23日議会運営委員会決定)

(3) 全員協議会における一の議員の発言回数は、本会議に準じて3回までとする。

(平成7年3月15日議会運営委員会決定)

(4) 全員協議会での発言回数は3回までとするが、議会側の要請した議題については、発言回数